

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例
届出書作成の手引き

令和7年12月作成

伊勢崎市

用語の解説

この手引きで使用している用語の意味は次のとおりです。

	用 語	説 明
1	土砂条例	伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例
2	規則	伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則
3	土砂等	土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く）
4	埋立て等	土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料による土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く）
5	土砂等の埋立て等区域	土砂等による埋立て等を行う区域
6	小規模埋立等事業	土砂等の埋立て等を行う区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、当該区域の面積が1,000㎡以上3,000㎡未満であるもの 小規模埋立等事業を行うには、原則として市長への届出が必要
7	埋立等区域	小規模埋立等事業を施工する区域
8	一時仮置き事業	小規模埋立等事業に該当するものであって、土砂等の搬入開始の日から1年を超えない期間内において当該土砂等を他の場所へ搬出することを目的として行う事業

<届出先・問い合わせ先>

〒372-0824 群馬県伊勢崎市柴町954番地

伊勢崎市環境部環境政策課環境保全係

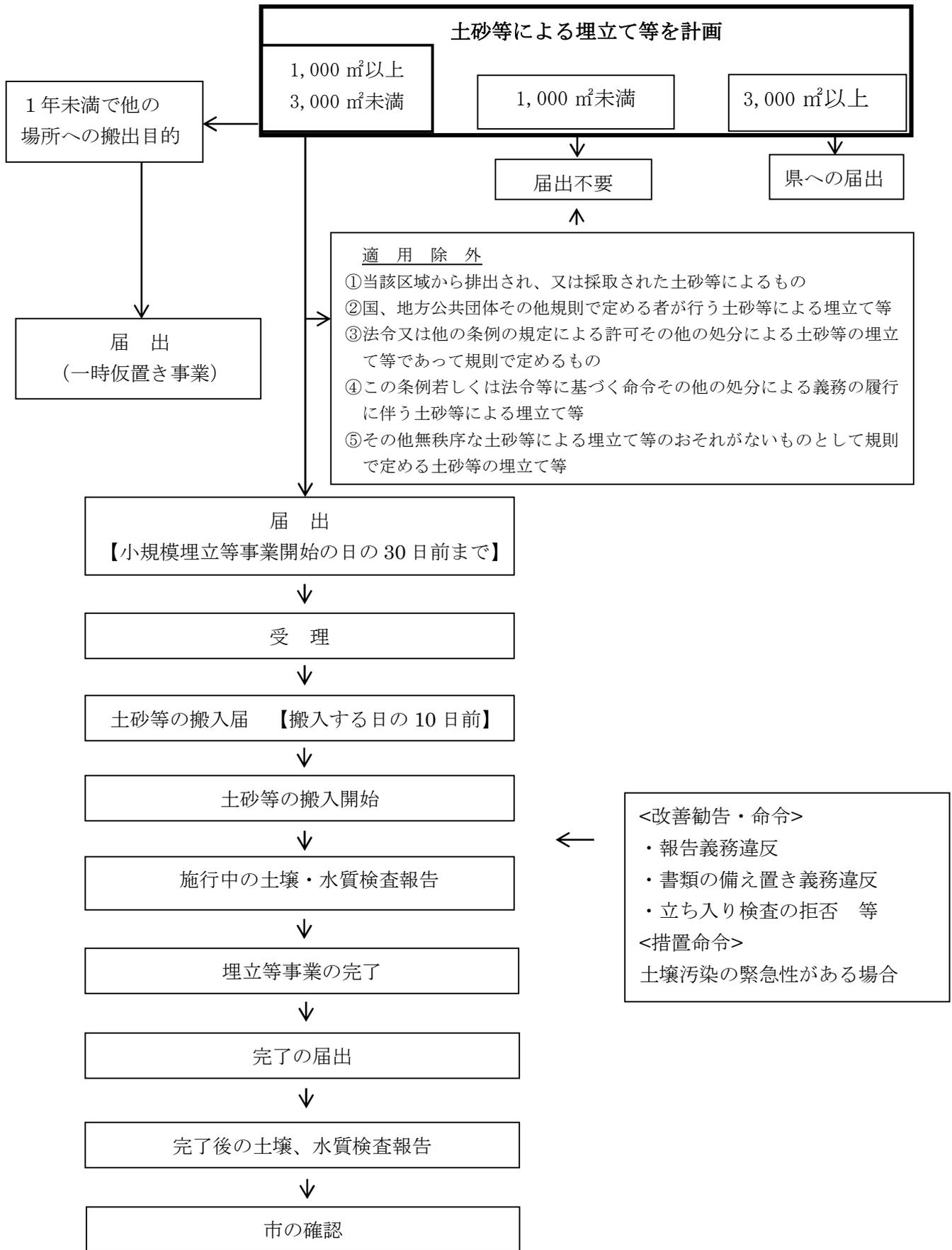
電 話 0270-27-2733

ファクス 0270-27-5388

目次

I	伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要	3
II	小規模埋立等事業を実施する上での留意事項	4
III	準備から事業完了まで	5
IV	一時仮置き事業	7
別記 1	小規模埋立等事業に係る土砂等の搬入計画届出書の記載要領	8
別記 2	小規模埋立等事業に係る土砂等の搬入計画変更届出書の記載要領	12
別記 3	小規模埋立等事業に係る搬入計画軽微変更届出書の記載要領	14
別記 4	土砂等搬入届出書の記載要領	16
別記 5	小規模埋立等事業完了届出書の記載要領	21
別記 6	一時仮置き事業届出書の記載要領	23
別記 7	埋立等区域内土壌検査等報告書の記載要領	25
別記 8	埋立等区域内土壌検査試料採取方法	29
資料 1	土壌検査の対象項目 基準値 測定方法（規則別表第1）	30
資料 2	水質検査の対象項目 測定方法（規則別表第2）	33

I 伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要



II 小規模埋立等事業を実施する上での留意事項

1 他法令による規制の確認

小規模埋立等事業の実施場所規模や態様等によっては、他法令の規制を受けることになります。そのため、土砂条例に基づく届出とは別に各法令に基づく手続きが必要になります。

したがって、小規模埋立等事業の届出を行う前に、他法令による規制の有無を十分確認してください。主な他法令としては、次表に掲げたようなものが想定されます。

法令の名称	必要な手続き
都市計画法	開発許可
盛土規制法	許可申請
農地法	農地転用許可
群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例	開発事業の承認
文化財保護法	発掘調査

2 土地所有者への説明

小規模埋立等事業を借地で実施する場合は、紛争等が生じることがないように、土地所有者に事業計画の内容を十分説明してください。また、隣接地所有者等だけでなく近隣住民に対しても、事業開始後は、施工に伴う騒音・振動・砂塵の抑制、土砂運搬車両の運行配慮その他小規模埋立等事業に関する要望等への対応に努めてください。

3 土砂等の性状による搬入の制限

次に掲げる土砂等は、埋立等区域に搬入してはいけません。

- (1) 土砂条例で定められている土壌基準に適合していないもの
- (2) 建設省令(現：国土交通省)で定められている第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれにも該当しないもの
- (3) セメントや石灰を混合し、化学的安定処理をしたもの
- (4) 産業廃棄物に該当する汚泥

4 小規模埋立等事業を行うことができる期間

小規模埋立等事業を行うことができる期間は、最長で3年です。また、小規模埋立等事業の期間を延長する場合は、1年を超えて延長することはできません。

Ⅲ 準備から事業完了まで

1 届出準備

(1) 埋立等区域の確認

埋立等区域を明確にするために、外周部に杭（色スプレーを添布）を設置してください。

(2) 測量を実施し、埋立等区域の平面図・縦断図（測定間隔原則20mで、形状が変化する地点にも測点を設定してください。また、測点には杭（色スプレー塗布）を設置する。）・横断面図・排水施設計画図等を作成してください。

※杭は外周部と測点で塗布する色を変えること。また、施工中の立ち入り検査、完了時の完了検査に備えて、可能な限り事業完了まで存置してください。

(3) 上記①②の作業後、埋立等区域の着工前の現況写真を撮影してください。

2 届出

「小規模埋立等事業に係る土砂等の搬入計画届出書」を事業開始の30日前までに提出してください。

3 土砂等の搬入の事前届出

埋立等区域に土砂等を搬入しようとするときは、搬入しようとする日の10日前までに市長に届け出なければなりません。排出場所が変わらなくても、搬入量が5,000 m³を超えるときは、5,000 m³を超えるごとに届け出なければなりません。また、届出書には排出元証明書や土壌検査証明書を添付しなければなりません。

4 事業実施

土砂等の搬入計画及び周辺的生活環境の保全に関する計画を遵守し実施してください。

5 事業内容の変更

小規模埋立等事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更（期間の短縮、搬入土量の減少など）を除き、事業の変更を行う日の10日前までに「小規模埋立等事業に係る搬入計画変更届出書」を提出してください。

軽微な変更であっても、変更のあった日から14日以内に「小規模埋立等事業に係る搬入計画軽微変更届出書」を提出してください。

6 施行中の土壌検査・水質検査

埋立等区域内の土壌検査は6か月ごとに実施し、検査結果を市長に報告しなければなりません。また、6か月经過しなくても、搬入した土砂等の数量が5,000 m³を超えるときは、5,000 m³を超えるごとに検査を実施し、義務を負った日から1か月を経過する日までに結果を市長に提出してください。埋立等区域から排出される水がある場合には水質検査も実施します。

検査に用いる試料の採取には、市の職員が立ち会いますので、事前に日程を調整してください。

7 立入検査への対応

小規模埋立等事業の実施中は、市の担当職員が随時立入検査を実施します。

検査の結果、問題が認められた場合は改善を指示しますので指示に従ってください。

8 汚泥等の適正処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「土壤汚染対策法施行規則」等に定める基準に適合しない汚染土壌は、各個別法令によって定められた処理方法によって適正に処理してください。

9 事業完了の届出

「小規模埋立等事業完了届出書」を出来形図面等（平面図、断面図、土砂等容量計算書等）を添附して提出してください。

10 完了後の土壌検査、水質検査

市が事業完了を確認した後に、土壌検査を実施し、1ヵ月以内に結果を市長に提出してください。埋立等区域から排出される水がある場合には水質検査も実施します。

検査に用いる試料の採取には、市の職員が立ち会いますので、事前に日程を調整してください。

IV 一時仮置き事業

1 届出準備

(1) 一時仮置き事業の区域の確認

一時仮置き事業の区域を明確にするために、外周部に杭（色スプレーを塗布）を設置してください。

(2) 届出書類

一時仮置き事業届出書を土砂等搬入の10日前までに市長に提出してください。

添付書類

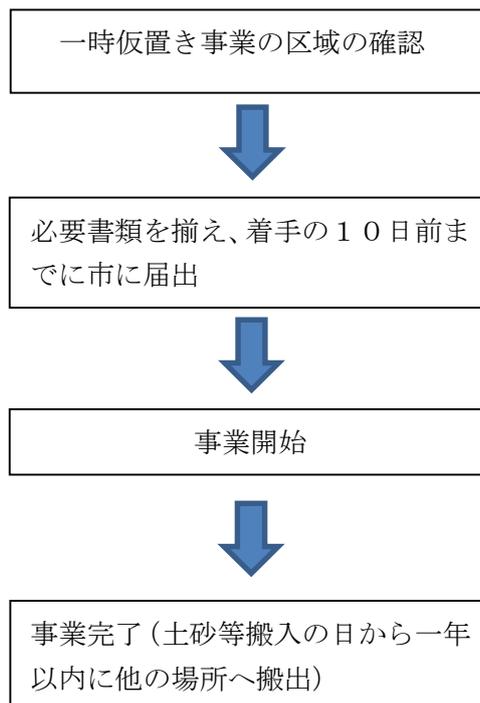
一時仮置き事業の土地の位置を示す位置図及び土砂等の搬入経路図

土砂等の搬入計画書及び搬出計画書

(3) 現況写真

土砂等の搬入前に一時仮置き事業に使用する土地の現況写真（2方向以上）を撮影してください。

(一時仮置き事業の届出の流れ)



別記 1

小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書の記載要領

1 届出書の提出方法等

- (1) 小規模埋立等事業開始の30日前までに提出すること。
- (2) 届出書は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- (3) 提出部数は1部とする。

2 使用する様式

「小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書（様式第3号）」を使用すること。

3 埋立て等の目的

建設残土の処分、宅地造成、農地改良等の具体的な埋立て等の目的を記入すること。

4 埋立等区域の面積

面積は面積計算書（小数点以下2桁）により算出された面積で、小数点以下1桁（下2桁切り捨て）まで記載する。

5 小規模埋立等事業を行う期間

小規模埋立等事業を行う期間は、最長で3年とすること。

6 埋立等区域に搬入する土砂等の数量

規則9条第2項第10号による計画縦断面図及び計画横断面図により算出された土砂等の数量で、小数点以下1桁（下2桁切り捨て）まで記載する。

7 届出に必要な添付書類等

次ページの一覧表を参考に揃えること。

小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出に必要な書類及び添付図面一覧表

番号	申請書等の必要書類	様式	留意事項	縮尺等参考
1	小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書 (様式第3号)	有	別記1「小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書の記載要領」を参照のこと	
2	埋立等区域の位置を示す図面	無	道路、地勢等周辺の状況が容易に把握できるもので、方位及び小規模埋立等事業区域の位置が記されているもの	1/10,000
3	埋立等区域及び付近の見取図	無	埋立等区域及び周辺の状況が容易に把握できること	1/100 ～ 1/1,000
4	届出者の住民票の写し（法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）	無	届出日前1か月以内に発行されたものであること	
5	埋立等区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し	無	・申請日前3か月以内に発行されたものであること ・埋立等区域が明示されており、埋立等区域及び隣接地の地目、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名が記載されているものであること	
6	埋立等区域の現況平面図、現況断面図、面積計算書	無	・断面図は、縦断面図及び横断面図とすること	平面図 1/100 ～ 1/1,000
7	埋立等区域の計画平面図、計画断面図、雨水排水計画図	無	・縦断面図の測点は、原則として20m間隔とし、形状が変化する地点に測点を設けること ・横断面図は縦横断面図の測点ごとに作成すること ・面積は小数点以下第1位（小数点以下第2位を切り捨て）まで表示すること	縦断面図 1/100 ～ 1/1,000 横断面図 1/100 ～ 1/1,000
8	埋立て等をする土砂等の予定容量計算書	無	・上記の計画縦断面図及び計画横断面図により算出すること ・土砂の予定容量は、少数点以下1桁（下2桁切り捨て）まで表示する	
9	土地の現況写真	無	・2方向以上とする。 ・埋立等区域の全景がわかるように撮影すること ・埋立等区域の現況平面図に撮影位置を記入すること	

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 埋立等区域の位置を示す図面2 埋立等区域及び付近の見取図3 届出者が個人である場合にあつては、届出者の住民票の写し4 届出者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書5 埋立等区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し6 埋立等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書7 埋立等区域の計画平面図、計画断面図8 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書9 土地の現況写真（2方向以上から撮影されたもの）10 その他市長が必要と認める書類
------------------	---

処理欄(記載しないでください。)

受付番号	年	月	日	第	号
------	---	---	---	---	---

備考 法人の場合にあつては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

別記2

小規模埋立等事業に係る搬入計画変更届出書の記載要領

1 届出書の提出方法等

- (1) 事業の変更を行う10日前までに提出すること。
- (2) 提出部数は1部とする。

2 使用する様式

「小規模埋立等事業に係る搬入計画変更届出書（様式第4号）」を使用すること。

3 変更する事項の内容

変更する事項の内容は、変更内容が明確にわかるように具体的に記入すること。

4 変更する理由

変更する原因となった事実を明確に記入すること。

5 小規模埋立等事業の期間の延長について

小規模埋立等事業を行う期間の変更は、小規模埋立等事業の期間の満了する日から起算して1年を超えて変更することはできない。

6 変更届出に必要な添付書類等

変更に係る事項に関するものを添えて申請すること。変更前と後が添付書類から容易にわかるように工夫すること。

小規模埋立等事業に係る搬入計画変更届出書

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

搬入計画の 届出年月日	年 月 日	
変更する事項の 内容	変 更 後	変 更 前
変更する理由		

処理欄（記載しないでください。）

受付番号	年 月 日 第 号
------	--------------

備考

- 1 伊勢崎市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第8条第2項各号のうち変更に関するものを添付すること。
- 2 法人の場合にあっては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

別記3

小規模埋立等事業に係る搬入計画軽微変更届出書の記載要領

1 軽微変更届出書の提出方法

- (1) 変更があった日から14日以内に届出を行うこと。
- (2) 提出部数は1部とする。

2 使用する様式

「小規模埋立等事業に係る搬入計画軽微変更届出書（様式第5号）」を使用すること。

3 軽微変更届出書で変更する内容

- (1) 小規模埋立等事業の期間の変更（短縮するものに限る）
- (2) 埋立等区域に搬入する土砂等の数量の変更（減少させるものに限る）

小規模埋立等事業に係る搬入計画軽微変更届出書

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第9条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

搬入計画の 届出年月日	年 月 日
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	

備考

- 1 氏名又は住所の変更の場合にあっては住民票の写し、法人の名称、代表者又は主たる事務所等の所在地の変更の場合にあっては登記事項証明書を添付すること。
- 2 法人の場合にあっては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

別記 4

土砂等搬入届出書の記載要領

1 届出書の提出方法等

- (1) 小規模埋立等事業区域に土砂を搬入しようとする10日前までに届出を行うこと
- (2) 土砂等の排出場所ごと又は5,000 m³を超えるごとに届出を行うこと
- (3) 提出部数は1部とする。

2 使用する様式

「土砂等搬入届出書（様式第6号）」を使用すること。

番号	申請書等の必要書類	様式	留意事項等	縮尺等
1	土砂等搬入届出書 (様式第6号)	有		
2	土砂等排出元証明書 (様式第7号)	有	排出元の記名があるもの	
3	土壌検査の試料を採取した 地点の位置図	無	位置図は周辺状況が判明できるもの	1/100 ~ 1/1,000
4	土壌検査の試料を採取した 現場写真	無	現況写真は、排出場所の概ねの全景、 及び採取状況が撮影されたもの	
5	検体試料採取調書 (様式第8号)	有		
6	土壌検査証明書 (様式第9号)	有	環境計量士が発行した検査結果を添 付すること	

土砂等搬入届出書

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第10条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出年月日	年 月 日
土砂等の排出場所	(所在地) (工事名)
土砂等を排出する者	(住所) (氏名)
地質検査の結果	
土砂等の安全基準適合性の有無	
土砂等の搬入予定量	m ³ うち今回の搬入量 m ³
土砂等の搬入期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等の運搬事業者	(住所) (氏名)
添付書類	1 土砂等排出元証明書（様式第7号） 2 土壌検査の試料を採取した地点の位置図 3 土壌検査の試料を採取した現場写真 4 検体試料採取調書（様式第8号） 5 土壌検査証明書（様式第9号）

備考 法人の場合にあっては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

土砂等排出元証明書

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

住 所
土砂等の排出者 氏 名
電話番号

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定により届け出た土砂等の搬入計画について、埋立等区域に搬入する土砂等は、次の工事施工場所から排出したものであること及び当該土砂等が性状基準に適合していることを証明します。

土 砂 等 の 排 出 場 所	(所在地) (工事名)
工 事 発 注 者	(住所) (氏名)
工 事 施 工 期 間	年 月 日～ 年 月 日
工事に係る土砂等の総排出量及び当該埋立等区域搬入予定量	総排出量 m^3 当該埋立等区域搬入予定量 m^3
今回の証明に係る土砂等の排出量	m^3
今回の証明に係る土砂等の性状	第一種建設発生土 第二種建設発生土 第三種建設発生土
今回の証明に係る土砂等の運搬者	(住所) (氏名)
今回の証明に係る土砂等の埋立て等を行う小規模埋立等事業に係る搬入計画を届け出た者	(住所) (氏名)

備考

- 今回の証明に係る土砂等の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1上欄の区分のうち該当するものを○で囲むこと。
- 法人の場合にあっては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

検体試料採取調書

年 月 日

住所
届出者 氏名
電話番号

住所
採取者 所属
職 氏名
電話番号

別添計量証明書の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分	
報告区分	土壌検査(搬入・定期・廃止・完了) 水質検査(定期・廃止・完了)
採取年月日	
採取日の天候	
地質分析の場合 の採取深度	

備考

- 1 検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。
- 2 法人の場合にあっては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

土壌検査証明書				
様	年 月 日			
	分析機関名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士			
<p>年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。</p> <p style="text-align: right;">（検体番号 ）</p>				
項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/ℓ		0.003	
全シアン	mg/ℓ		不検出	
有機 ^{リン} 燐	mg/ℓ		不検出	
鉛	mg/ℓ		0.01	
六価クロム	mg/ℓ		0.02	
砒 ^ひ 素	mg/ℓ		0.01	
総水銀	mg/ℓ		0.0005	
アルキル水銀	mg/ℓ		不検出	
PCB	mg/ℓ		不検出	
ジクロロメタン	mg/ℓ		0.02	
四塩化炭素	mg/ℓ		0.002	
クロロエチレン	mg/ℓ		0.002	
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ		0.004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ		1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ		0.006	
トリクロロエチレン	mg/ℓ		0.01	
テトラクロロエチレン	mg/ℓ		0.01	
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ		0.002	
チウラム	mg/ℓ		0.006	
シマジン	mg/ℓ		0.003	
チオベンカルブ	mg/ℓ		0.02	
ベンゼン	mg/ℓ		0.01	
セレン	mg/ℓ		0.01	
ふっ素	mg/ℓ		0.8	
ほう素	mg/ℓ		1	
1,4-ジオキサン	mg/ℓ		0.05	
農用地（田に限る。）	砒 ^ひ 素	mg/kg	15	含有 試験
	銅	mg/kg	125	
備考				

別記 5小規模埋立等事業完了届出書の記載要領

1 完了届出書の提出方法等

- (1) 小規模埋立等事業を完了した日から10日以内。
- (2) 提出部数は1部とする。

2 使用する様式

「小規模埋立等事業完了届出書（様式第11号）」を使用すること。

3 届出に必要な添付書類等

番号	申請書等の必要書類	様式	留意事項等	縮尺等
1	埋立等区域の出来形図面	無	出来形平面図、出来形縦断図、出来形横断図を作成すること	1/100～ 1/1,000

様式第11号（第12条関係）

小規模埋立等事業完了届出書

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

小規模埋立等事業が完了したので、伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出年月日	年 月 日
小規模埋立等事業の期間等	事業期間 年 月 日～ 年 月 日 完了年月日 年 月 日

備考

- 1 完了した埋立等区域の出来形に関する図面を添付すること。
- 2 法人の場合にあっては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

別記6

一時仮置き事業届出書の記載要領

1 届出書の提出方法等

- (1) 一時仮置き事業で土砂等の搬入を行う10日前までに提出すること。
- (2) 提出部数は1部とする。

2 使用する様式

「一時仮置き事業届出書（様式第1号）」を使用すること。

3 記載方法

事業の目的

建設残土の一時仮置き等、具体的な埋立て等の目的を記入すること。

4 一時仮置き事業の事業実施期間

期間は最長で1年とする。

5 届出に必要な添付書類等

番号	添付書類	様式	留意事項及び明示	縮尺等
1	土地の位置を示す位置図及び土砂等の搬入経路図	無	周辺の状況が容易に把握できるものであること。	1/100 ~ 1/1,000
2	土砂等の搬入計画書及び搬出計画書	無	土砂等の埋立て等の高さ、保安距離及び勾配の計画、及び搬出計画を作成すること。	
3	土地の現況写真	無	2方向以上から撮影すること。一時仮置き事業を行う範囲が概ね解るように撮影すること。	

一時仮置き事業届出書

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

住 所
届出者 氏 名
電話番号

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 事業の目的
- 2 事業の実施期間
- 3 事業区域の所在地及び土地の所有者

土地の表示		地 目		面 積 m ²	土地所有者の 住所及び氏名
所 在	番 地	登 記	現 況		
				一時仮置き事業区域面積 (実測)	
				<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> うち土砂等の埋立て等 を行う区域の面積 (実測) </div>	

(添付書類)

- (1) 土地の位置を示す位置図及び土砂等の搬入経路図
- (2) 土砂等の搬入計画書及び搬出計画書
- (3) 土地の現況写真(2方向以上から撮影したものとする。)
- (4) 市長が特に必要と認める書類又は図面等

備考 法人の場合にあっては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

別記 7埋立等区域内土壌検査等報告書の記載要領

1 報告書の提出方法等

(1) 小規模埋立等事業許可期間中に実施する検査

土壌検査等の義務を負った日から1か月を経過する日まで

(2) 小規模埋立等事業完了後に実施する検査

土壌検査等の義務を負った日から1か月を経過する日まで

2 使用する様式

「埋立等区域内土壌検査等報告書（様式第14号）」を使用すること。

3 報告書に必要な添付書類等

番号	申請書等の必要書類	様式	留意事項等	縮尺等
1	埋立等区域内土壌検査等報告書（様式第14号）	有		
2	土壌検査の試料を採取した地点の位置図	無	位置図は周辺状況が判明できるもの	1/100 ～ 1/1,000
3	土壌検査の試料を採取した現場写真	無	現況写真は、排出場所の概ねの全景、及び採取状況が撮影されたもの	
4	検体試料採取調書（様式第8号）	有		
5	土壌検査証明書（様式第9号）	有	環境計量士が発行した検査結果を添付すること	

埋立等区域内土壌検査等報告書

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

住 所
報告者 氏 名
電話番号

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第13条第1項の規定により、埋立等区域内土壌検査等の結果を次のとおり報告します。

搬入計画の届出年月日	年 月 日
土砂等又は排出水の採取地点	
土壌検査証明書	
水質検査証明書	

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 法人の場合にあつては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。
- 3 採取した地点の位置図、現場写真、検体資料採取調書（様式第8号）、土壌検査証明書（様式第9号）及び埋立等区域から排出される水がある場合は水質検査証明書（様式第15号）を添付すること。

検体試料採取調書

年 月 日

住所
届出者 氏名
電話番号

住所
採取者 所属
職 氏名
電話番号

別添計量証明書の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分	
報告区分	土壌検査(搬入・定期・廃止・完了) 水質検査(定期・廃止・完了)
採取年月日	
採取日の天候	
地質分析の場合 の採取深度	

備考

- 1 検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。
- 2 法人の場合にあつては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

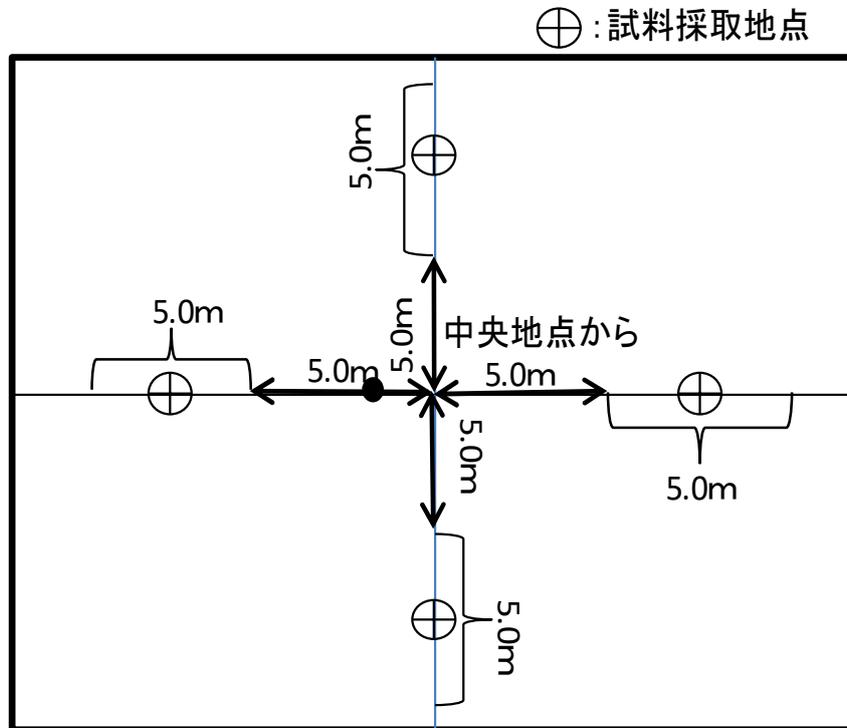
土壌検査証明書					
様			年 月 日		
			分析機関名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士		
<p>年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。</p>				（検体番号 ）	
項目	単位	測定値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/ℓ		0.003		
全シアン	mg/ℓ		不検出		
有機 ^{リン} 燐	mg/ℓ		不検出		
鉛	mg/ℓ		0.01		
六価クロム	mg/ℓ		0.02		
砒 ^ひ 素	mg/ℓ		0.01		
総水銀	mg/ℓ		0.0005		
アルキル水銀	mg/ℓ		不検出		
PCB	mg/ℓ		不検出		
ジクロロメタン	mg/ℓ		0.02		
四塩化炭素	mg/ℓ		0.002		
クロロエチレン	mg/ℓ		0.002		
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ		0.004		
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.1		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.04		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ		1		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ		0.006		
トリクロロエチレン	mg/ℓ		0.01		
テトラクロロエチレン	mg/ℓ		0.01		
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ		0.002		
チウラム	mg/ℓ		0.006		
シマジン	mg/ℓ		0.003		
チオベンカルブ	mg/ℓ		0.02		
ベンゼン	mg/ℓ		0.01		
セレン	mg/ℓ		0.01		
ふっ素	mg/ℓ		0.8		
ほう素	mg/ℓ		1		
1,4-ジオキサン	mg/ℓ		0.05		
農用地（田に限る。）	砒 ^ひ 素	mg/kg		15	含有 試験
	銅	mg/kg		125	
備考					

別記 8

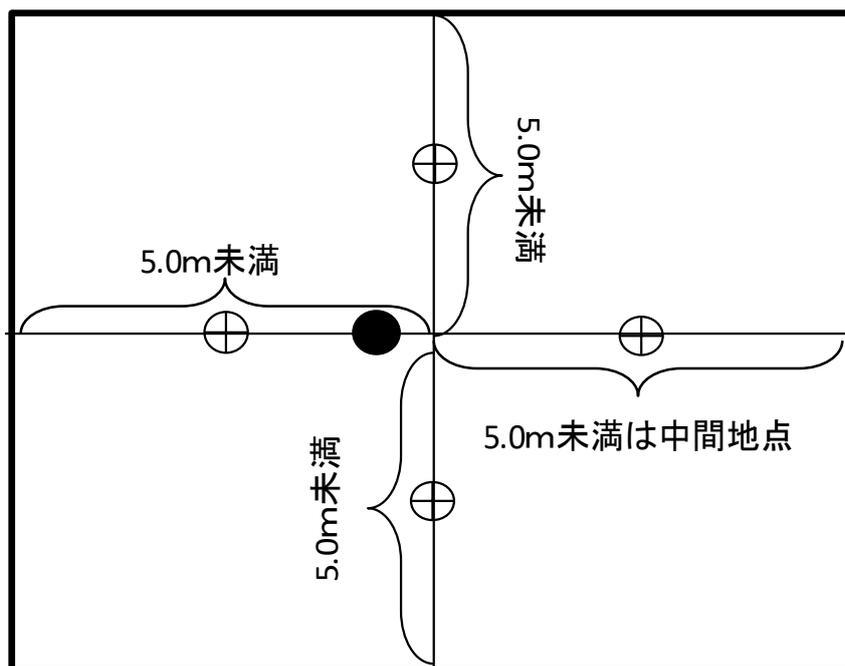
埋立等区域内土壌検査試料採取方法

埋立等区域の中央地点を基準に採取地点を決めること。

土砂等の埋立等の範囲が 5m より広い場合には、中央地点から 5m 離れた地点からさらに 5m 離れるまでの範囲の中に採取地点を設定すること。



土砂等の埋立ての範囲が中心地地点から 5m 未満の場合は、中央地点から土砂等の埋立て等の範囲までの中間地点で採取すること。



資料1 土壌検査

条例施行規則 別表第1 (第3条、第11条、第14条関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	日本産業規格K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6 (た だし、蒸留操作は装置にて行わない。) 若 しくは 9.7 の分析を行う方法又は水質汚濁 に係る環境基準について(昭和46年環境庁 告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示 第59号」という。) 付表1 (蒸留操作は装 置にて行う。) に掲げる方法
りん 有機燐	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102-4 7.2.1 及び 7.2.3 に定める方法又はパラチオン、メチルパラ チオン若しくはE P Nにあつては日本産業 規格K0102-4 7.2.1、7.2.2.2 及び 7.2.5 又は7.2.1 及び7.2.6 に定める方法(ただし、 日本産業規格K0102-4 7.2.6 に定める方 法により測定する場合において、日本産業 規格K0102-4 7.2.2 のクリーンアップを 行うときは、7.2.2.2 に定める操作とする。)
鉛	検液1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格K0102-3 24.3(日本産業規 格K0102-3 24.3.3 及び24.3.7 を除く。) に定める方法
ひ 砒素	検液1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下 (埋立て等を行 う場所の土地利用目的が農 用地 (田に限る。銅の項及び 別表第3備考第2号において 同じ。) である場合にあつて は、検液1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、 試料1キログラムにつき 15 ミリグラム未満)	検液中濃度に係るものにあつては日本産業 規格K0102-3 20.2、20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法、農用地に係るものにあつて は農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係 る砒(ひ)素の量の検定の方法を定める省令 (昭和50年総理府令第31号) 第1条第3 項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げ る方法

アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 47 年総理府令第 66 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告示第 10 号。以下「平成 9 年環境庁告示第 10 号」という。）付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法

チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカ ルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に 定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミ リグラム以下	日本産業規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4(妨害となる物質としてハロゲン化 合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる 試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬 溶液として、水約 200m l に硫酸 10m l、 りん酸 60m l 及び塩化ナトリウム 10g を 溶かした溶液とグリセリン 250m l を混合 し、水を加えて 1,000m l としたものを用 い、日本産業規格 K0170-6 6 図 2 注 記のアルミニウム溶液のラインを追加す る。) に定める方法又は日本産業規格 K 0102-2 5.2 (蒸留操作を行う場合にあつ ては、フェノールフタレイン溶液を加えず、 pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁 物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害と なる物質が共存しないことを確認した場合 にあっては、蒸留操作を省略することがで きる。) 及び日本産業規格 K0102-2 5.5 又は 5.2 及び 5.6 に定める方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリ グラム以下	日本産業規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1, 4-ジオ キサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げ る方法

備考

- (1) この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- (2) この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。

資料 2 水質検査

条例施行規則 別表第 2 (第 15 条関係)

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格 K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
全シアン	日本産業規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない。) の分析を行う方法又は昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1 (蒸留操作は装置にて行う。) に掲げる方法
有機燐	日本産業規格 K0102-4 7.2.1 及び 7.2.3 に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくは EPN にあつては日本産業規格 K0102-4 7.2.1、7.2.2.2 及び 7.2.5 又は 7.2.1 及び 7.2.6 に定める方法 (ただし、日本産業規格 K0102-4 7.2.6 に定める方法により測定する場合において、日本産業規格 K0102-4 7.2.2 のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2 に定める操作とする。)
鉛	日本産業規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六価クロム	日本産業規格 K0102-3 24.3 (日本産業規格 K0102-3 24.3.3 及び 24.3.7 を除く。) に定める方法
砒素	日本産業規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
総水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
PCB	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	日本産業規格 K0102-3 11.3、11.4、11.5 又は 11.6 に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン	平成 9 年環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法

1, 1, 1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	日本産業規格K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
ふっ素	日本産業規格K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は日本産業規格K0102-2 5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。）及び日本産業規格K0102-2 5.5 に定める方法
ほう素	日本産業規格K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1, 4-ジオキササン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格K0102-1 12 に定める方法

備考

- (1) この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNをいう。
- (2) この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。